

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

橋本市水道施設課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より  
指定給水装置工事事業者制度は  
5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質・向上を目指して  
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
- ※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回更新の申請期間が異なります（下表参照）

橋本市より指定を受けた日	有効期間	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	1年	令和元年9月30日から令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	2年	令和2年9月30日から令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	3年	令和3年9月30日から令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	4年	令和4年9月30日から令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	5年	令和5年9月30日から令和6年9月29日まで

初回更新の申請期間については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、ダイレクトメールにて通知します。  
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。



## ●指定更新の要件は水道法第25条の2(指定の申請)に準拠

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者  
※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

## ●更新申請に必要な書類

- ※省令第18条に準拠
- ・様式第一号及び第二号
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います(参考)  
※法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- i. 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ii. 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修受講状況

## ◎4項目確認資料(参考)

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等  
※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無(参考)

◎更新申請についてのお問い合わせは  
橋本市水道施設課 維持係 Tel.0736-33-2861(直通)